## 【千葉市】

	がん検診 (胃がん・内視鏡) チェックリスト 検診機関別回答一覧	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
		まつのき内 科クリニッ	医療法人社団扇心会 幕張	医療法人 社団房総 武田会な	千葉健生	医療法人鉄蕉会亀田総合病	医療法人 社団邦潤 会 わかは	医療法人	井原医院 	社団 ゆ	医療法人 社団 Carryon	武村内科	医療法人 社団日敏 会 浜野	公益財団法人ちば		田村ゆみ こ内科クリ ニック	千葉いず み会泉中 央病院	医療法人社会 (2.11	板谷内科	Jメディカ ルおゆみ	そが未来	伊予クリ	打瀬並木 道クリニッ	稲毛むらさ き内科クリ ニック	石渡内科	千葉中央 外科内科	幕張本郷	最成病院	医療法人 緑栄会 三愛記念 病院	医療法,社団令;
対象都	者への説明	7	マリブクリニック	がしまクリニック	病院	院附属 <del>幕</del>   張クリニッ   ク	検査・検 診クリニッ ク	社団邦潤 会 わかば 宮本医院	1 //JV	張胃腸クリニック	Carryon いそむら 内科	医院	会 浜野 長嶋内科	県民保健  予防財団 	7	ニック	央病院	十城台グリ	クリニック	o	クリニック	ニック	ク	ニック		外科内科	クリニック		二愛記念	いる。いた、いた、いた、いた、いた、いた、いた、いた、いた、いた、いた、いた、いた、い
(1)	   要精密検査となった場合には、必ず精密検査を受ける必要があることを明確に説明しましたか	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(2)	精密検査の方法について説明しましたか (胃内視鏡検査の精密検査としては生検または胃内視鏡検査の再検査を行うこと、及び生検の概要など)   精密検査結果は市区町村等へ報告すること、また他の医療機関に精密検査を依頼した場合は、検診機関がその結果を共有すること   100000000000000000000000000000000000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(3)	を説明しましたか <sup>※</sup> ※精密検査結果は、個人の同意がなくても、市区町村や検診機関に対して提供可能(個人情報保護法の例外事項として認められています)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
(4)	検診の有効性(胃内視鏡検査による胃がん検診は、死亡率減少効果があること)に加えて、がん検診で必ずがんを見つけられるわけではないこと(偽陰性)、がんがなくてもがん検診の結果が「要精密検査」となる場合もあること(偽陽性)など、がん検診の不利益について説明しましたか	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
(5)	検診間隔は2年に1回であり、受診の継続が重要であること、また、症状がある場合は医療機関の受診が重要であることを説明しましたか	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(6)	) 胃がんがわが国のがん死亡の上位に位置することを説明しましたか	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
問診、	- '																													
(1)	検診項目は、問診に加え、胃内視鏡検査としましたか ※受診者が、胃部エックス線検査または胃内視鏡検査のうち、胃内視鏡線検査を選択した場合	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(2)	大学記者が、育部エックス線検査または育内税競検査のすら、育内税競線検査を選択した場合   問診は現在の症状、既往歴、家族歴、過去の検診の受診状況等を聴取しましたか	0			0	0	0	0	0		0	<u> </u>		0	0	0		0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	
<b> </b> ` ´	問診記録は少なくとも5年間は保存していますか	0	0	0	0		0		0		0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0		0		0	0	0	
														_																
(4)	胃内視鏡検査の機器や検査医等の条件*は、日本消化器がん検診学会による胃内視鏡検診マニュアルを参考にし、仕様書**に明記しましたか ※貴施設(もしくは医師会等)が仕様書に明記した医師・技師の条件が胃内視鏡マニュアルに準じており、かつ、貴施設が仕様書内容を遵守している場合に○と回答してください。 ※※仕様書とは委託元市区町村との契約時に提出する書類のことです(仕様書以外でも何らかの形で委託元市区町村に報告していればよい)。	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
<b></b> 胃内礼	 																													
	 	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	
(2)	プロストロン	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(3)	読影委員会のメンバー <sup>※</sup> は、日本消化器がん検診学会認定医もしくは総合認定医、日本消化器内視鏡学会専門医のいずれかの資格 を取得していますか ※本調査では上記の資格の他、「胃内視鏡運営委員会(仮称)がダブルチェックを行うに足る技量があると認定した医師」も○に含みます。	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	×	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(4)	) 胃内視鏡画像は少なくとも5年間は保存していますか	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(5)	) 胃内視鏡検査による検診結果は少なくとも5年間は保存していますか	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
/ステ	- '																													
(1)	受診者への結果の通知・説明、またはそのための市区町村への結果報告は、遅くとも検診受診後4週間以内※になされましたか ※市区町村を介して受診者に結果を通知する場合は、市区町村に遅くとも4週間以内に通知していれば○です。	0	0	0	0	0	0	0	0	0	×	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(2)	がん検診の結果及びそれに関わる情報 <sup>※</sup> について、市区町村や医師会等から求められた項目を全て報告しましたか	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(3)	※地域保健・健康増進事業報告に必要な情報を指します。 精密検査方法及び、精密検査 (治療) 結果 <sup>※</sup> (内視鏡診断や生検結果、内視鏡的治療または外科手術所見と病理組織検査結果な ど)について、市区町村や医師会から求められた項目の積極的な把握に努めましたか ※ 地域保健・健康増進事業報告に必要な情報を指します。	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(4)	撮影や読影向上のための検討会や委員会*(自施設以外の胃がん専門家**を交えた会)を設置していますか。 もしくは、市区町村や医師会等が設置した検討会や委員会に参加しましたか ※ 胃内視鏡では、胃内視鏡検診運営委員会(仮称)、もしくはそれに相当する組織を指します。 ※※当該検診機関に雇用されていない胃がん検診専門家を指します。	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	×	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	×
(5)	自施設の検診結果について、要精検率、精検受診率、がん発見率、陽性反応適中度等のプロセス指標値を把握しましたか <sup>※</sup> ※・本調査では <mark>令和4年度のプロセス指標値</mark> について回答してください。 ・貴施設単独で算出できない指標値は、自治体等と連携して把握してください。また自治体等が集計した指標値を後から把握することも可です。	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(6)	) プロセス指標値やチェックリストの遵守状況に基づいて、自施設の精度管理状況を評価し、改善に向けた検討を行いましたか	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(7)	都道府県の生活習慣病検診等管理指導協議会、市区町村、医師会等から指導・助言等があった場合は、それを参考にして改善に努めましたか	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	1~4の合計																													
(1)	回答(○,×)項目数	21	22	22	22	22	21	22	22	19	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	18	22	21
(2)	   実施(○)の項目数	21	22	22	22	22	21	22	22	19	21	22	22	22	22	22	21	21	22	22	22	22	22	22	22	22	22	18	22	20
	未実施(×)、実施予定(△)、未記入の項目数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	) 調査対象外(一)の項目数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
\ \ \ \ /					ļ						<u> </u>					<u> </u>		<u> </u>				<u> </u>		<u> </u>			<u> </u>			+

※各検診機関において、胃がん(内視鏡検査)検診の取組状況を調査票に基づき自己評価したものであり、第三者により客観的に評価したものではありません。

※千葉県がん対策審議会予防・早期発見部会での検討を踏まえ、調査に御協力いただいた個別検診機関のうち、評価がAまたはBの検診機関のみ公表しています。

(評価がCまたはD、未回答の検診機関は掲載していません。)

★が付いている項目は、検診機関の取組に関する項目であり、付いていない項目は、市町村等と連携して取組むことが可能な項目です。

## 【千葉市】

葉市】																													-
がん検診(胃がん・内視鏡)チェックリスト 検診機関別回答一覧	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57 医療法人	58	実施
対象者への説明	ゆかわクリ ニック	川村クリ ニック	いとう新検 見川クリ ニック	幕張ももの 木クリニッ ク	本郷並木 通り内科	   千葉内科   クリニック 	宇井内科	寺田クリ ニック	医療法人 社団寄命 会椎名崎 クリニック	そが内科 小児科ク! ニック	医療法人   社団 沼   野胃腸科   内科	・ 千葉健生 病院付属 まくはり診 療所	医療法人   社団煌和   会國分クリ   ニック	たかはし医 院	成田医院	久保生実 町クリニッ ク	古川内科医院	医療法人社団翠明会山王病院	千葉中央 メディカル センター	医療法人 社団正心 会正岡クリ ニック	矢澤内科 医院	   おざきクリ   ニック	みうらクリニック	小関医院	おゆみのクリニック	7 有馬外科 胃腸科	社団誠馨 会 千葉メ ディカルセ ンター	坂口医院	施 (〇) 計
<b>対 3 音 * * * * * * * * * * * * * * * * * *</b>	$\cap$		0	0	0	0	0	0			0			$\cap$	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0		0	58
(1) 要情報検査となった場合には、必ず情報検査を支がる必要があることを明確に説明しましたが 特密検査の方法について説明しましたか			0			0									0	0		0	0	0	0	0							58
(胃内視鏡検査の精密検査としては生検または胃内視鏡検査の再検査を行うこと、及び生検の概要など) 精密検査結果は市区町村等へ報告すること、また他の医療機関に精密検査を依頼した場合は、検診機関がその結果を共有すること								0			0	0													0	0			58
(3) を説明しましたか <sup>※</sup> ※精密検査結果は、個人の同意がなくても、市区町村や検診機関に対して提供可能(個人情報保護法の例外事項として認められています)		0	0	0		0		0	0		0	0	0	0	0			$\circ$	$\circ$		0	0	0	0		0		0	58
検診の有効性(胃内視鏡検査による胃がん検診は、死亡率減少効果があること)に加えて、がん検診で必ずがんを見つけられるわけではないこと(偽陰性)、がんがなくてもがん検診の結果が「要精密検査」となる場合もあること(偽陽性)など、がん検診の不利益について説明しましたか	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	58
(5) 検診間隔は2年に1回であり、受診の継続が重要であること、また、症状がある場合は医療機関の受診が重要であることを説明しましたか		0	0	0	0	0	0	$\circ$	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	58
(6) 胃がんがわが国のがん死亡の上位に位置することを説明しましたか	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	×	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	57
   問診、内視鏡検査の精度管理																													
(1) 検診項目は、問診に加え、胃内視鏡検査としましたか ※受診者が、胃部エックス線検査または胃内視鏡検査のうち、胃内視鏡線検査を選択した場合	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	58
(2) 問診は現在の症状、既往歴、家族歴、過去の検診の受診状況等を聴取しましたか	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	58
(3) 問診記録は少なくとも5年間は保存していますか	0	0	0	0	0	0	0	$\circ$	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5
日内代現保直の機器で保直区等の米目 は、日本用に儲かん保診子芸による自内税現保診マニュアルを参考にし、国保管 に明記しましたか  (4) ※貴施設(もしくは医師会等)が仕様書に明記した医師・技師の条件が胃内視鏡マニュアルに準じており、かつ、貴施設が仕様書内容を遵守している場合に○と回答してください。  ※※仕様書とは委託元市区町村との契約時に提出する書類のことです(仕様書以外でも何らかの形で委託元市区町村に報告していればよい)。	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5
   内視鏡画像読影の精度管理																													
(1) 胃内視鏡画像の読影に当たっては、日本消化器がん検診学会による胃内視鏡検診マニュアルを参考に行いましたか	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5
<ul> <li>(2) 胃内視鏡検診運営委員会(仮称)、もしくはそれに相当する組織が設置する読影委員会により、ダブルチェック ※を行いましたか ※ ダブルチェックとは、内視鏡検査医以外の読影委員会のメンバーが内視鏡画像のチェックを行うこと。</li> <li>ただし、専門医が複数勤務する医療機関で検診を行う場合には、施設内での相互チェックをダブルチェックの代替方法としても可です。</li> </ul>	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5
(3) 読影委員会のメンバー <sup>※</sup> は、日本消化器がん検診学会認定医もしくは総合認定医、日本消化器内視鏡学会専門医のいずれかの資格を取得していますか ※本調査では上記の資格の他、「胃内視鏡運営委員会(仮称)がダブルチェックを行うに足る技量があると認定した医師」も〇に含みます。	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5
(4) 胃内視鏡画像は少なくとも5年間は保存していますか	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5
(5) 胃内視鏡検査による検診結果は少なくとも5年間は保存していますか		0	0	0	0	0	0	$\circ$	0				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	5
システムとしての精度管理																													
(1) 受診者への結果の通知・説明、またはそのための市区町村への結果報告は、遅くとも検診受診後4週間以内※になされましたか ※市区町村を介して受診者に結果を通知する場合は、市区町村に遅くとも4週間以内に通知していれば○です。	0	0	0	0	0	0	0	0	×	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5.
(2) がん検診の結果及びそれに関わる情報*について、市区町村や医師会等から求められた項目を全て報告しましたか	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5
※地域保健・健康増進事業報告に必要な情報を指します。 精密検査方法及び、精密検査(治療)結果 <sup>※</sup> (内視鏡診断や生検結果、内視鏡的治療または外科手術所見と病理組織検査結果な (3) ど)について、市区町村や医師会から求められた項目の積極的な把握に努めましたか ※地域保健・健康増進事業報告に必要な情報を指します。	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	Ę
(4) 撮影や読影向上のための検討会や委員会 <sup>※</sup> (自施設以外の胃がん専門家 <sup>※※</sup> を交えた会)を設置していますか。 もしくは、市区町村や医師会等が設置した検討会や委員会に参加しましたか ※ 胃内視鏡では、胃内視鏡検診運営委員会(仮称)、もしくはそれに相当する組織を指します。 ※※当該検診機関に雇用されていない胃がん検診専門家を指します。	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	×	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5
自施設の検診結果について、要精検率、精検受診率、がん発見率、陽性反応適中度等のプロセス指標値を把握しましたか <sup>※</sup> ※・本調査では <mark>令和4年度のプロセス指標値</mark> について回答してください。 ・貴施設単独で算出できない指標値は、自治体等と連携して把握してください。また自治体等が集計した指標値を後から把握することも可です。	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5
(6) プロセス指標値やチェックリストの遵守状況に基づいて、自施設の精度管理状況を評価し、改善に向けた検討を行いましたか	0	0	0	0	0	0	0	$\circ$	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5!
(7) 都道府県の生活習慣病検診等管理指導協議会、市区町村、医師会等から指導・助言等があった場合は、それを参考にして改善に努めましたか		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5
- 項目1~4の合計																													
(1) 回答(○,×)項目数	22	22	22	22	22	22	22	21	22	22	22	21	22	21	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	
(2) 実施(○)の項目数	22	22	22	22	22	22	22	21	21	22	22	20	22	20	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	
(3) 未実施(×)、実施予定(△)、未記入の項目数	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
(4) 調査対象外(一)の項目数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
(5) 評価(未記入は×とみなします)	Δ	Δ	Δ	A	A			Δ			A	<u> </u>		_										<del></del> '					

※各検診機関において、胃がん(内視鏡検査)検診の取組状況を調査票に基づき自己評価したものであり、第三者により客観的に評価したも*0* 

※千葉県がん対策審議会予防・早期発見部会での検討を踏まえ、調査に御協力いただいた個別検診機関のうち、評価がAまたはBの検診機

(評価がCまたはD、未回答の検診機関は掲載していません。)

★が付いている項目は、検診機関の取組に関する項目であり、付いていない項目は、市町村等と連携して取組むことが可能な項目です。